

令和元年度「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」進捗状況について

項目1：犬猫の収容及び殺処分の現状分析と「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた大阪モデルの実現

取組方針

犬猫の収容及び殺処分の状況を分析し、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」にかかる各種事業に活用する。また、犬猫の現状を毎年度公表し、現在誘致を行っている2025年日本万国博覧会までに「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」を実現する。（犬猫の殺処分匹数を前年度比25%減）

結果

・ 犬猫の収容数及び殺処分匹数

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
犬	収容数	134	129	111	76
	殺処分数	40	46	20	4
猫	収容数	1,515	1,269	970	833
	殺処分数	1,208	997	752	520
合計	収容数	1,649	1,398	1,081	909
	殺処分数	1,248	1,043	772	524
殺処分削減率		—	16.4%	26.0%	32.1%

・ 犬猫の苦情件数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
犬	1,556	1,632	1,889	2,148
猫	2,798	2,717	2,495	2,559

項目 2：犬猫の殺処分削減に向けた事業の推進・強化

取組方針

(1) 野犬対策

おおさかワンニャンセンターと生活衛生監視事務所、区役所が連携して実施している野犬等の捕獲について、これまで実施してきた捕獲方法を検証するとともに、新たな手法の検討を進め、より迅速で確実な野犬等の捕獲を実施していく。

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立

平成 28 年度に収容された猫 1,515 匹のうち、およそ 1,300 匹が子猫であり、そのうち譲渡対象である子猫（生後 3 から 4 週令以上の哺乳期猫で目ヤニや流涎等の感染症の兆候がなく快活であり、おおさかワンニャンセンター所長が引渡し可能と判断したもの）は僅か 58 匹であった。収容した子猫の対策として、平成 27 年度から譲渡登録団体の協力のもと、試験的に実施している哺乳期猫譲渡推進事業について、制度を構築し、本格的に実施していく。

(3) 犬猫の譲渡の促進

犬猫の譲渡会について、譲渡希望者が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やすとともに、あらゆる媒体を活用して、譲渡対象情報の周知に努める。また、咬み癖等があり、譲渡対象基準に満たない犬について、譲渡に向けたトレーニング方法について検討のうえ、実施していく。

結果

(1) 野犬対策

淀川河川敷や南港地域において、定点カメラを活用した捕獲を実施

	平成30年度		令和元年度	
	淀川河川敷	南港地区	淀川河川敷	南港地区
成犬	2	0	3	0
子犬	10	7	12	9
合計	12	7	15	9

(2) 哺乳期猫譲渡推進事業の確立

3週齢未満の哺乳期猫について、平成30年度からモデル事業として哺乳期猫譲渡を継続

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
3週齢以上	58	74	79	80
3週齢未満	0	0	17	77
合計	58	74	96	157

(3) 犬猫の譲渡の促進

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
犬	譲渡会	21	28	22	13
	団体譲渡他	55	42	55	50
猫	譲渡会	5	9	37	41
	団体譲渡他	298	255	176	264
合計		379	334	290	368

項目 3：犬猫の適正飼養の推進

取組方針

(1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討

マイクロチップ装着による個体識別は、迷子になった動物の所有者発見を容易にするだけでなく、所有者責任の所在を明確にし、動物の遺棄防止に役立つことから、環境省も所有者明示の一方法として推奨している。本市においても、各区保健福祉センターにリーフレットを配置するとともに、各種イベント会場で読み取りのデモンストレーションを実施するなど、マイクロチップの普及に努めており、今後も継続して取組みを進めていく。また、所有者明示の努力義務について、「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」への規定に向け検討していく。

(2) 猫の登録努力義務化の検討

飼い猫（外猫、家猫）については、飼養者に所有者明示措置を実施するよう、イベント時に迷子札を配布する等の啓発を行っている。今後も、あらゆる機会や媒体を通じて広報を行い、所有者明示を推奨していく。また、飼い猫については、飼い犬のように法令（狂犬病予防法）に基づく登録義務はないが、国や他都市等の状況を注視し、登録の可否について検討していく。

結果

(1) マイクロチップ装着の推奨及び所有者明示義務化の検討

動物愛護フェスティバルにおいて、マイクロチップ読取りのデモンストレーションを実施し、4月及び10月の「犬猫を正しく飼う運動」強調月間において、マイクロチップ等の普及を広報したほか、「おおさかアニマルパートナーシップ制度」を8月から開始し、動物取扱業者を1件登録した。

返還匹数：犬 7 匹、猫 8 匹、計 15 匹

(2) 猫の登録努力義務化の検討

政令指定都市へ照会を行ったが、多頭飼育の届出制度以外に飼い猫の登録を実施・検討している自治体はなかった。

項目 4：動物愛護教育の充実

取組方針

(1) 命の大切さを学ぶ機会の増加

子どもたちが動物の命を尊ぶ心を育むとともに、動物に関する正しい知識等を学習することを目的に、平成 25 年度より 6 区の一部小学校において「命の時間」講座を実施している。当該講座について、実施区及び校数の拡大を図るとともに、より広域での実施に向け、マニュアル（教育読本）を作成し、配布する。

(2) 飼育体験の充実

児童生徒が動物の命の尊さや大切さに気付き、動物の適正飼養及び終生飼養を理解できるようにするために、教育活動の中での体験的な活動の充実を図る。

(3) ふれあい事業の拡充

ふれあい事業については、犬とのふれ合いを通じた生き物に対する正しい接し方の啓発及び動物愛護精神の涵養を目的に、おおさかワンニャンセンターで実施している。当該事業をさらに周知するため広報を充実させるとともに、より多くの方が参加しやすい日時・場所での開催回数を増やす。また、H29 年度におおさかワンニャンセンターにて猫舎を新設することから、猫舎を活用した猫とのふれあい事業も実施していく。

(4) 既飼養者への適正飼養啓発事業の推進

飼養希望者に対しては、おおさかワンニャンセンターにおいて譲渡前に「飼い方相談会」や「しつけ方教室」を実施している。既飼養者に対する適正飼養の啓発に向け、既存の「しつけ方教室」の既飼養者への実施を含め、効果的な手段について検討・実施していく。

結果

(1) 命の大切さを学ぶ機会の増加

「命の時間」実施実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施学校数	6	8	3	2
参加者数	476	543	235	89

(2) 飼育体験の充実

生活科の学習において継続的にウサギ等の小動物を飼育。児童による委員会活動においても、ニワトリや山羊等の小動物を飼育し、餌やりや小屋掃除をしたり、ふれあい体験の場を設定したり、動物とのふれあいの充実に取り組んだ。（教育委員会事務局）

(3) ふれあい事業の拡充

出張型ふれあい事業を休日 5 回、平日に 1 回臨時開催したが、一部イベントの中止により出張型ふれあい事業の開催ができなくなったため、参加者数が減少した。

ふれあい事業参加者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
出張型	497	1,120	1,617	265
来所型	114	142	233	280
合計	611	1262	1850	545

項目 5：動物愛護に関する広報の充実

取組方針

（１）広報活動の強化

各種取組みを効果的に展開していくため、犬猫の現状と取組み内容を広く周知する必要がある。HP や広報紙、SNS（フェイスブック・ツイッター）等、あらゆる媒体を活用して計画的かつ効果的な広報に努める。また、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者に向けて、突然のトラブルでも慌てることのないよう、広報の充実を図る。

（２）「ロゴマーク」の作成・活用

「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」のロゴマークを作成し、広く市民や民間団体等の使用に供することで、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを市民の共通認識として広げていくとともに、動物愛護と適正飼養の周知に努める。

結果

（１）広報活動の強化

8 月に動物愛護管理事業の総合案内ページを作成し、9 月には中央公会堂において、特別大使参加による講演を実施した。さらに、政策企画室との連携により、「大学連携ポスタープロジェクト」において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大判ポスターを制作したほか、市長定例会見で市長がグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏デザインのチャリティーT シャツを公表した。

（２）「ロゴマーク」の作成・活用

ロゴマーク入りの「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大判ポスターを 8 月と 9 月に地下鉄 22 駅に掲示した。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ロゴマーク使用申請件数	6	11	6

項目 6 : 動物愛護相談窓口の充実及び現行制度の再構築

取組方針

(1) 動物関係（多頭飼育崩壊等）の相談に対する連携体制の構築

動物相談室及び各所属で対応している動物関係の相談について、より細やかな対応を行うとともに、病気や怪我などで入院する可能性が高くなる高齢者の飼養困難による飼養放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、関係所属との効果的な連携体制を構築する。

(2) 所有者不明猫対策事業（街ねこ事業、公園猫事業）の再構築

所有者不明猫適正管理推進事業（街ねこ事業）については、平成 22 年度の事業開始から 7 年以上が経過しており、他都市調査及び事業実施者等へのアンケートなどを踏まえ、より効果的で利用しやすい制度に再構築する。

公園猫適正管理推進サポーター制度（公園猫事業）については、平成 23 年度の事業開始以降、都度見直しを行っており、引き続き、より効果的で利用しやすい制度に向け検討していく。

臨港緑地等については、区役所等と連携して、啓発活動を通じたマナー意識の向上等に取り組む。

結果

(1) 動物関係（多頭飼育崩壊等）の相談に対する連携体制の構築

12 月に高齢者向け啓発リーフレットを作成し、社会福祉協議会及び各区等へ配布した。

(2) 所有者不明猫対策事業（街ねこ事業、公園猫事業）の再構築

関係職員に、街ねこ事業および公園猫事業に関する建設局健康局合同研修会を開催した。

合同研修会：3日間 167名の職員が受講

街ねこ事業

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施地域数	77	109	125	155
実施匹数	477	601	551	763

公園猫事業：3月末現在登録数 49 公園延べ 245 名

項目7：動物愛護関連施設の設置

取組方針

犬猫の引取り数の削減及び譲渡の促進を図るため、譲渡会や動物愛護関連イベントのほか、民間団体等が活動（ふれあい事業・保護活動・譲渡会・不妊去勢手術・セミナー等）できる施設の設置について、本市未利用施設の活用と併せて検討していく。また、先行事例であるドイツのティアハイムについて、調査・研究を行っていく。

結果

- ・もと菅原城北大橋管理事務所の活用を検討中

項目 8 : ペットにかかる災害時対策

取組方針

(1) ペットとの避難対策の構築

災害時の対応としては、基本的には「自助」であり、ペットに関する支援を受けることが困難になると想定されるため、飼い主自身が普段から餌やケア用品を備蓄しておくことに加え、他の被災者とトラブルにならないよう、ペットに対する基本的なしつけや健康管理等を実施するよう啓発を進める。

また、避難所では動物が苦手な人やアレルギーを持っている人と共同生活を送ることとなるため、ルールを決めておくことが重要であることから、避難所を運営する避難所運営委員会等で協議できるよう、関係所属で連携して取り組むこととする。

(2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築

災害発生時における民間団体等との協力体制について構築する。

結果

(1) ペットとの避難対策の構築

各区における災害時避難所でのペット対策に関する状況調査アンケートを実施し、課題を整理した。

(2) 災害発生時における民間団体等との協力体制の構築

災害発生時の救護活動を明記した「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」の作成について、大阪府下の関係自治体と意見交換を行い、令和2年3月大阪府が、「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」が改訂するとともに、新たに「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」を策定

項目 9：動物愛護関連事業寄附金の活用

取組方針

動物愛護関連事業寄附金については、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の取組みに活用することを明確にし、広報活動の充実に努めるとともに、動物愛護関連事業寄附金を活用した事業展開が計画的かつ効率的に実施できる方策について、検討・実施していく。また、新たな事業実施や事業拡大にあたっては、当該計画段階において、必要に応じて、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用についても検討する。

結果

- ・ 7 月 振込用紙を兼ねた寄附金募集チラシを作成し、各区のほか、地下鉄や各イベント会場において配布を行った。
- ・ 9 月から翌年 3 月までに、公益社団法人大阪市獣医師会においてグラフィックデザイナーの黒田征太郎氏がデザインしたチャリティーT シャツを 213 枚販売した。

動物愛護関連寄附金実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
寄附金額	2,844,000	5,656,500	3,850,981	15,157,812

項目 10：動物愛護推進員制度の再構築

取組方針

大阪市動物愛護推進員については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、平成 15 年度に設置している。「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みを推進するにあたって、地域における動物愛護の熱意と見識を有する推進員の経験・知識が非常に有用であることから、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の達成に向け、推進員の活動内容を精査し、必要に応じて「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定を行う。

結果

- ・ 4 月 平成 30 年 11 月に実施したアンケート調査結果に基づき、動物愛護推進員と協働で市民を対象とした犬猫の飼い方相談を実施
- ・ 5 月 動物愛護推進員研修を実施
- ・ 7 月 動物愛護推進員と協働で健康局及び建設局職員を対象とした研修会を実施

項目 11：市営住宅敷地内における猫対策

取組方針

動物飼育が原則禁止されている市営住宅の敷地内について、不適切な餌やりにより周囲の住民等の生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう、啓発活動等を通じてマナー意識の向上に取り組む。

結果

- ・ 「住宅だより」を年 2 回入居者に配付して啓発活動を行った。（都市整備局）
- ・ 市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりの苦情があった住宅について、住宅管理センターによるポスター掲示を行った。（都市整備局）
- ・ 市営住宅敷地内で野良猫に対する餌やりを行っていた入居者について、自宅訪問により注意喚起を行った。（都市整備局）

項目 12：おおさかワンニャンセンターの機能向上

取組方針

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に関する業務を担うおおさかワンニャンセンターについては、庁舎建築以降相当年数が経過していることから、設備の老朽化が著しく、多数の不良箇所がある。設備の破損は、人的被害や施設機能停止、収容動物の逸走に繋がる恐れがあるとともに、動物愛護の観点からも必要な改修を計画・実行していく。また、おおさかワンニャンセンターの施設位置が分かりにくいこと、単に殺処分を行う場所との誤ったイメージを払拭しうる取組みを実施していく。

結果

- ・ 6月 犬舎に新たな空調設備を設置。
- ・ 収容犬のためのドッグランを設置予定。

おおさかワンニャンセンター見学者数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
施設見学者数	369	281	413	369